

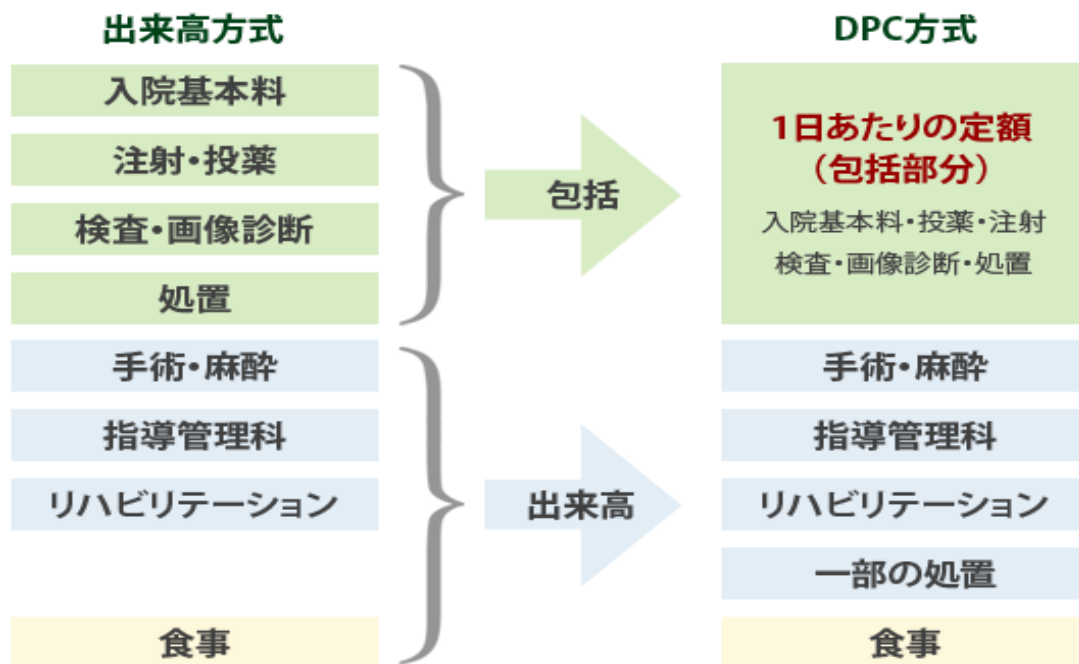
当院は2020年4月1日から厚労省指定のDPC対象病院となりました

(健康保険対象の入院に限ります。自然分娩等自費入院は今まで通りの出来高方式です。)

DPC※1とは、最も治療を行った病名と手術や処置の内容等を考慮した上で、患者さん一人一人の診療に応じた1日当たりの定額医療費を算出する包括評価方式です。従来の出来高方式と違い包括部分と出来高部分を合算することとなります。(下図参照)

※1 DPC=Diagnosis Procedure Combination:診断群分類

従来の計算方法



2020年4月1日以降入院の方
(健康保険対象)

入院医療費＝包括評価(※2)×入院日数×医療機関別係数(※3)＋出来高評価

※2 包括評価とは入院基本料・投薬・注射・検査等をまとめて何点とするようにいくつかの治療行為をまとめて点数化した算定方法

※3 医療期間別係数は厚生労働省より与えられた病院ごとの評価係数

《お知らせ》

- 1 計算方法が変更となっても医療サービスや高額医療費の取り扱いはこれまで通りです。
- 2 DPCは、最も治療を行なった病名に応じた請求金額が設定されているため、入院中に病名が変更になった場合、翌月退院時に変更に応じた過不足金をご精算いただくことがございます。
- 3 自然分娩等の自費入院は従来どおりの出来高方式での計算になります。
- 4 **入院中の他院への受診は原則的にできない事となっております。**
- 5 経過措置として2020年3月31日以前から引続き入院の場合は、2ヶ月間(5月31日まで)は従来通りの出来高計算となります。但し、6月1日を越えて入院されている患者さんについては入院日にさかのぼってDPC算定となります。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

葛飾赤十字産院
お問合せ 医事課 入院係
Tel 03-3693-5211 内線3140又は6503